氏名(本籍) 森岡伸枝 (広島県)

学 位 の 種 類 博士(学術) 学 位 記 番 号 博課第223号

学位授与年月日 平成16年3月24日

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

人間文化研究科

論 文 題 目 「女子公教育」の生成過程

論文審查委員 (委員長) 教授 小路田泰 直 教授 杉 峰 英 憲

助教授 伊藤一也 教授 渡辺和行

教授 山田 昇

## 論文内容の要旨

本研究は、これまで1899年の高等女学校令の制定以降本格的に展開したとされてきた我が国における女子公教育を、1872年の学制制定以来の歴史をもつものとして、改めて捉え直すことを目的にしている。そして、その上で、これまでの教育史研究がともすれば国家の教育政策史の研究をもって教育史の研究に代えてきた現実を批判し、それを方法的にも乗り越えることを目指している。

これまでの教育史研究は「女子教育の分野は、国家の積極的な女子教育政策が1899(明治32)年の高等女学校令まですすめられなかったため」に、1899年以前には男子公教育と区別された女子公教育は存在しなかったという結論に達してきた。さらには、この国の女子公教育は「高等女学校といった中等教育機関」に限って始まったという先入観にとらわれてきた。

しかし「国家の教育施策を中心に据えた視点のために見落とされてきた」ものを拾い上げる視点に立ち、地域において実際に進行した教育の実際を直視しさえすれば、「実際は明治初期から府県の主導のもとに「女子公教育」が生成されて」(p1) きたことを見て取るのは容易である。その視点にたって日本女子公教育史を再構成しようと言うのが本研究の目的である。もう少し具体的にいうと、地域の史料をふまえて「明治初期に設立された女紅場が、小学校補修科・専修科、公立裁縫学校を経て実業補修学校あるいは実科高等女学校へと変容していく過程について詳細に考察」(p2) し、そのことを通じて、従来の女子公教育史研究の空白を埋め、さらには、ともすれば国家政策史に偏りがちな従来の教育史研究に方法的革新をもたらそうというのが本研究の目的である。

そして研究の構成は次のようになっている。

- 第1章 「学制」期の女児小学と女紅場
- 第2章 京都市内の女紅場一婦女子の教育一
- 第3章 女紅教育の変容-女紅場から小学校補習科、公立手芸学校へ
- 第4章 各種学校としての公立裁縫学校の設立と役割
- 第5章 「女子公教育」の国家教育制度との関わり

個々に内容を見ていくと、第1章では、公布学制が、フランスやプロシアの学制に範をとった学制原案に比してはるかに女子教育への関心を減退させたものになっていたこと、「女児小学ハ、尋常小学教科ノ外ニ女子ノ手芸ヲ教フ。」(第26条)とだけ記するものになっていたことを指摘した上で、しかしにもかかわらず、その学制下において、各府県では、次々と女児小学や女紅場――男子公教育とは区別された女子公教育の場、小学校卒業者が通う場所――が設立されていった有様が明らかにされている。

そして、「国家の政策として女子は教育の対象となったものの、女子のための教育はどうあるべきか、また男女共学の方針については具体的に追求されていなかった」(p16)が、にもかかわらず「良妻賢母のための女子教育は・・・・・府県主導で、しかも初等教育レベルで」(p33)は確実に始められていたとの、学制期女子公教育の評価に到達している。

なお女子公教育は、かつて「私」領域に置かれていた裁縫教育を公教育の場に持ち出すことによって初めて確立したことも、ここで述べられている。そして裁縫教育を公教育の場に持ち出した各府県の意図を、堺県を例に、次のように述べている。

それは女子の小学校への就学を促すためであったと考えられる。 堺県の女紅場は下等小学卒業者を対象とした。裁縫塾が廃止されたため、女性達が裁縫を学ぶためには女紅場へ行く他はなかった。そして女紅場へ行くためには、まず下等小学校を卒業しなければならなかったのである。このような状況を作り上げることにより、女紅場が小学校の女子就学率の向上をもたらすと堺県は考えていたと思われる。(p30)

と。

第2章では、明治初年京都市内に多数作られた女紅場が、先攻研究(坂本智恵子・坂本清泉『近代女子教育の成立と女紅場』・水野真知子「女子教育史における女紅場―京都府の市郡女紅場を中心として」)のいうような、「民衆の教育的発想」に基づいて「下から」作られた公教育外的な教育機関などではなく、立派に公教育の一環を構成する教育機関であったことが明らかにされている。

そして「小学校と同様に、市中女紅場もまた町の自治組織という公の組織に支えられて設立されて

いた」こと。「財政面で女紅場は公的なものとして機能していた」こと。京都府下に多数の女紅場が誕生した直接のきっかけが、1878年における「各女紅場の教育水準の維持」のための「市郡女紅師規則」の制定であったこと(p40)などが、各種女紅場――新英学校及女紅場・正貞女紅場・遊女女紅場――の教育内容とともに、その理由としてあげられている。

第3章では、改めて前章で確認した、京都市の女紅場は「女子公教育」の場であったという結論を確認した上で、1883年の京都府府達第98号に基づく女紅場の廃止が、先攻研究のいうような「女紅場が「府の行政から見放され、公的教育の埒外」に属」(p61) させられた結果を意味するのではなく、単に女紅場教育を小学校教育により密接に連動させるため――女子公教育のさらなる発展のために――にとられた措置に過ぎなかったことが明らかにされている。

女紅場教育を、より小学校教育と連動させるために、小学附設裁縫場や小学校補習科、さらには手芸学校に「格上げ」するためにとられた措置であったことが明らかにされている。

結論的には、

府達甲第98号で府が女紅場を手芸学校とみなしたことは、女紅教育を京都府の学校制度上の機関として法的に位置づけたものであると解釈できる。つまり、この府達は女紅教育を公的に承認したものである。(p61)

と述べられている。

第4章では、1890年の小学校令改正によって、小学校に類する各種学校(例えば盲唖学校)の設立が認められるようになると、全国各地に膨大な数の小学校に類する各種学校が設立されることになるが、実はその大半が公立裁縫学校であったことが明らかにされている。

そして次のように述べ、

公立裁縫学校は国家教育制度上、高等女学校とかけ離れた位置付けであったにもかかわらず、実体上では両者が深く関係していた。国家により教科目など細かいことは全く定められていない公立裁縫学校が、高等女学校設立の機運を受け、自発的に「良妻賢母」の教育を目指し、裁縫以外の教育をも行おうとしていたのである。ただ現実には、公立裁縫学校は裁縫中心の教育を望む地域の要求を受け入れ、裁縫中心の教育とならざるを得なかった。(p96)

そこに、高等女学校の設立を求めるのと同じ、「下から」の中等教育要求の盛り上がりのあったこと が見いだされている。

第5章では、その公立裁縫学校の増加を支えた、女子中等教育充実要求の盛り上がりが、やがては

国家によって組織され、実業補習学校や実科高等女学校の整備へと結びつけられていく有り様が述べられている。そして我が国における女子公教育の整備過程が、最終的に「小学校附設女紅場は、1872 (明治5)年の「学制」においては国家教育制度外に位置し、1886 (明治19)年の小学校令以降、小学校補習科・専修科へと変容した。その後、公立裁縫学校を経て本章で述べる実業補習学校や実科高等女学校へと形を変えながら、次第に国家教育制度との結びつきを強めていった。ここで論者が仮説として考えているのは、「女子公教育」は小学校令以降も国家の教育施策として生成されたのではなく、当時既に各府県で存在していた「女子公教育」の有り様を国家が認め、それを積極的に国家教育制度に組み入れていったのではないかということである。」(p100)と総括されている。

かくて、本研究全体において明らかにされたのは、我が国における女子公教育の発展が、実は国家の教育政策によってではなく、終始一貫裁縫教育充実への地域社会の欲求に支えられ、下からはかられてきたということである。「裁縫が「女子公教育」を展開させる役割を果たした」(p139)ということであった。

ではなぜ、近代日本の地域社会には、女子公教育の拡大をリードしていくほどの強い裁縫教育充実欲求が存在したのか。その問いに対する、本研究の答えは、とりあえずは次のようなものであった。

本論文で取りあげた「女子公教育」には次のような男性上位の文化のもとで形成され、「女子公教育」はその女性観により制限されてきた面がある。女性の活躍する世界を家の中に限定し、子どもを育て、家庭の経営者という役割を女性に与えた点で時代的な限界であったと捉えることもできる。(p142)

と。「男性上位の文化」故、と。

## 論文審査の結果の要旨

これまで、日本近代教育史は概ね、国家の教育政策史をもって教育史に読み替える考え方に基づい て書かれてきた。

しかし本研究は、国家の教育政策と地域の教育要求の交わるところに、実は、現実の教育史は展開するという考え方に基づいて書かれた、新しいタイプの日本近代女子教育史である。したがって、明治国家が初めて女子教育の創出に本格的に関わった高等女学校令の制定以前に、既に女子公教育の歴史は始まっていたという前提のもと、書かれている。むしろ府県単位に繰り広げられた地域の女子公教育の展開の中にこそ、近代日本女子教育史の本流を見ているのである。

具体的には、不十分だが女子教育の特別な意義を明確にした学制の制定(1872年)以降、府県単位で充実のはかられた、女児小学や、小学校教育の補完教育としての女紅場などに、我が国女子公教育の起点を見いだし、それらのその後の展開過程として、公立裁縫学校や実業補習学校や実科高等女学校までも、捉えている。

その教育史をとらえる視点を国家の「上から」の視線から、地域の「下から」の視点に移し替えた 点が、本研究のまず第一に評価するべき点である。地域社会に各レベルの「行政文書」等として多数 残る教育関係資料に、日の目を見せるきっかけをつくったことも、功績としては大きい。

そしてその女子公教育をみる視点を、国家の視点から地域の視点に移し替えることによって、これまで断片的にしか描かれてこなかった近代日本女子公教育史を、女紅場の成立から実科高等女学校の成立と解消——高等女学校への——まで、一続きの、連続的な歴史として、あるいは「発展」の歴史として描くことに成功している点が、本研究の第二に評価すべき点である。それ自体に内在的な発展などないとさえ思われてきた近代女子教育史に、一つの「大きな物語」を初めて与えたことに本研究の意味がある。

とりわけ、明治初年、京都府などによって多数設置された女紅場を、従来の研究のように「民衆の教育的発想」に基づいて下から作られた公教育外的な教育機関として捉え、その廃止をもって逆に権力による民衆の教育要求の抑圧と捉える考え方のナンセンスを指摘し、女紅場が大抵の場合小学校の補習科や専修科に再編、吸収されていく現実――その後の女子教育への継承性――を喝破したことは、単純な事実認識の変更のように見えるが、近代女子教育史研究の通説を塗り替える画期的な成果であったといえる。

そして今一つ、我が国における女子教育発達の原動力が、明治から大正にかけて、終始一貫が裁縫 教育の学校教育化にあったことを発見したことが、本研究の第三の成果である。 裁縫教育を学校教育に組み入れたとき、初めて女子の就学率(小学校)が急速な上昇を示し始めたこと。したがって女子公教育を普及・発展させるためには、補習教育なり女紅場的教育なり、何らかの方法で裁縫教育を小学校教育にリンクさせることが不可欠であったこと。そして人々の裁縫教育への欲求は、やがて実業補習学校や実科女学校設置の欲求にまで発展したことなどを明らかにしたことが、その成果の中身であった。

ただ課題意識が鮮明で、見通しの広い研究には、当然のこととして様々な疑問の余地も生じる。本研究に対しても次のような疑問が呈された。

一つは、筆者は繰り返し「女子公教育」という概念を用いているが、そもそも「公教育」とは何か、という疑問である。筆者は日本教育史の通説に依拠して「行政権力による組織的な教育」を指す概念だというが、果たしてそうか。ある教育が公教育であるかないかの分岐点は、果たして設置主体が「行政権力」であるか私人であるかの違いにあるのかといった疑問である。イギリスなどでは、設置主体の如何に関わらず、行われている教育の中身でパブリックスクールであるかないかが決められていることを考えれば、当然生じる疑問である。

この疑問は、そもそも教育の近代化とは何か、国民教育とは何かといったことと密接にかかわる疑問だが、今のところ筆者に答える用意はない。

次いで二つ目は、ではなぜ近代に入ると地域社会の中から、澎湃として裁縫教育の学校教育化の要求が生まれてくるのか、その必然がわからないという疑問である。一見当たり前のことのようにみえるが、もし裁縫の技量を高めるためだけなら、あえて学校で裁縫を習わなくても、裁縫塾や親や親戚内の誰かから習った方が上達は早いということも考えられる。にもかかわらず近代日本の親達は、なぜ子供に裁縫を教えるのに、学校という場をかりようとしたのか、その必然がわからないという疑問である。後々まで「学校裁縫」という言葉があり、それが役立たないものの代名詞のように言われたことを考えると、それは当然生まれる疑問である。

この疑問に対しても筆者は答える用意を持っていない。裁縫教育の学校教育化の欲求こそ女子公教育の普及の原動力であったという本研究の問題提起を考えれば、それは明らかに欠落というべきである。

「学校化」ということの近代社会においてもつ特別な意味への配慮が欠けていることからくる、それは欠落である。

そして三つ目は、女子の教育要求はいつまでたっても裁縫教育要求のままであり続けたのかという 疑問である。

裁縫教育と一般知識教育が二律背反の関係に陥ったとき――というよりも本来的に両者は二律背反的であったというべきかもしれないが――、ある段階までは親も子供も裁縫教育の方をとった。しか

しある段階からは、むしろ一般知識教育の方をとるようになった。昭和初頭、実科高等女学校がやがて不人気になり一般の高等女学校に吸収されていったことなどを考えれば、それがわかる。だとすれば地域の教育要求なども時とともに変遷すると考えるべきであって、これは当然生まれる疑問、ということになる。

ただし、その疑問に対する答えが明瞭でなければ、女子にも短大教育や(四年生)大学教育の普及する、第二次大戦後までを見通した女子公教育史の真の全体史が書けなくなってしまうからであり、さらには裁縫教育をきっかけに生まれた教育機関の、その後展開する地位獲得運動——少し的外れだが卑近な例でいえば奈良女子高等師範学校が文理大学昇格を求めた運動——などの意味も解けなくなってしまうからである。

そして最後に四つ目は、これはある意味で将来に向けての疑問だが、もし本研究のいうように、女子公教育の普及が、裁縫教育の学校化を牽引車にして、「下から」行われたとすれば、つまり国家による「上から」の良妻賢母教育の押し付けによって広まったのではないとすれば、教育における性差の問題は今後どうなっていくのかとの疑問である。教育には性差のあることを、これからも容認していかなくてはならないのかとの疑問である。

これは一歴史研究にぶつけられるべき疑問ではないように思うが、重要な疑問であることには違いがない。

確かにこれらの疑問に対して本研究は十分に答えてはいない。ただここで翻って考えてみるべきは、これらのある意味で根源的な疑問が生まれたのも、本研究が、長いこの国の教育史研究の中で、初めて、日本近代女子公教育史の全体像を我々に提示してくれたからである。その意味でこれらの疑問が、いささかも本研究の研究史的価値を引き下げるものでないことは明らかである。先にも述べたように本研究が、国家の教育政策史でしかなかったこれまでの日本近代教育史に、地域の視点からそれを捉え直す新たな方法的視点をもたらしたこと、さらには、これまで断片的にしか論じられてこなかった日本近代女子教育史上の出来事に、一つの体系的な物語を付与したこと、その二点において、きわめて優れた学問的貢献を行った研究であることは明らかである。

従って本審査委員会は、本研究が奈良女子大学博士(学術)を授与するに十分な内容を備えている ものと判断するものである。